

指定地域相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称

社会福祉法人 愛和会

法人の代表者

理事長 高岡 秀幸

法人の所在地

大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

法人の設立年月日

平成14年 1月10日

法人の沿革・特色

別紙のとおりです

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称

相談支援事業所 あすなろ

サービス対象者

・身体障がい者(肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障がい等)

・知的障がい者

・精神障がい者

・障がい者支援施設等に入所する15歳以上の

障がい者みなしの者

・難病等対象者

豊中市指定事業所番号

指定一般相談(地域移行・地域定着)

2734000108号(平成24年4月1日指定)

指定特定相談

2734000108号(平成24年4月1日指定)

指定障害児相談

2774000059号(平成24年4月1日指定)

事業所の所在地

大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

事業所の電話番号

06-6866-2956

事業所のFAX番号

06-6866-2950

事業所のE-mail

soudanshien-asunaro@poppy.ocn.ne.jp

事業所の開設年月日

平成24年 4月 1日

事業所の通常実施

豊中市

(2) 事業の目的および運営方針

ほうじん もくてき 法人の目的	もとほうじん しょう しゃ いこう そんちよう たよう そうごうてき てい 本法人は、障がい者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供 きよう そういくふう することにより、障がい者が自立した生活を地域 か い いとな しえん もくてき かつどう 社会において営むことができるよう支援することを目的として活動して おります。
ほうじん おも じぎょう 法人の主な事業	たきのうがたじぎょうしょ けいえい ・多機能型事業所あすなろの経営 しんたいしょうがいしゃつうしよじゅさんしせつ へいせい ねん がつ にちかいしよ 身体障害者通所授産施設：平成15年4月1日開所 ちてきしょうがいしゃつうしよじゅさんしせつ へいせい ねん がつ にちかいしよ 知的障害者通所授産施設：平成15年4月1日開所 たきのうがたじぎょうしょ へいせい ねん がつ にちいこう 多機能型事業所あすなろ：平成23年4月1日移行 せいかつかいご けいえい ・あすなろ(生活介護)の経営 しょうがいしゃ へいせい ねん がつ にちかいしよ 障害者デイサービスセンター：平成15年4月1日開所 あすなろ(生活介護)：平成18年10月1日移行 たんきにゆうしよ けいえい ・あすなろ(短期入所)の経営 しんたい・ちてきしょうがいしゃたんきにゆうしよじぎょう へいせい ねん がつ にちかいしよ 身体・知的障害者短期入所事業：平成15年4月1日開所 たんきにゆうしよ へいせい ねん がつ にちいこう あすなろ(短期入所)：平成18年10月1日移行 にっちゅういちじしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちいこう ・日中一時支援事業あすなろ：平成18年10月1日移行
じぎょう もくてき うん 事業の目的と運 えいほうしん 営方針	していちいきそうだんしえん りようしゃ い し およ じんかく そんちよう つね りよ 1. 指定地域相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利 うしゃ たちば た りようしゃ じりつ にちじようせいかつまた しゃかいせい 用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生 かつ いとな はいりよ りようしゃまた じ 活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障がい児の ほごしゃ せんたく もと てきせつ ほけん いりよう ふくし しゅうろうしえん きよういく 保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育 とう たよう じぎょうしゃ そうごうてき こうりつてき ていきよう 等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される ようはいりよ おこな よう配慮して行います。 していちいきそうだんしえん りようしゃ ていきよう ふくし など とく 2. 指定地域相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特 てい しゅるゐまた とくてい じぎょうしゃ ふとう かたよ こうせいちゅうりつ 定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立 おこな に行います。 しちようそんおよ たよう じぎょうしゃ れんけい はか ちいき ひつよう 3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な しゃかいしげん かいぜんおよ かいほつ つと みずか ていきよう してい 社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定 ちいきそうだんしえん ひようか おこな つね かいぜん はか 地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 かんけいほうれいとう じゅんしゅ 4. 関係法令等を遵守します。

(3) じぎょうしょまどぐち えいぎょうびおよ えいぎょうじかん
事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、こくみん しゅくじつ がつ にち が につ のぞ ら1月3日までを除きます。
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後5時までとなります。

(4) 地域相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
実施時間	午前8時30分から午後5時までとなります。

※緊急時等は、24時間電話受付対応しております。

(5) 事業所の職員体制

管理者 光成 宏樹

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定地域移行支援】障がい者支援施設等への入所又は精神科病院へ入院している障がい者に対し、住居の確保、その他の地域における生活に向けての活動に関する相談その他の支援を行います。 【指定地域定着支援】居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの統制に起因して生じた緊急の事態等に相談、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の支援を行います。

職種	人数	勤務形態	資格	経験年数
管理者	ひとり 1人	常勤・兼務	社会福祉士	15年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・兼務	社会福祉士	15年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・専従	精神保健福祉士	11年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・専従	社会福祉主事任用	12年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・専従	介護福祉士	20年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・専従	社会福祉主事任用	14年
相談支援専門員	ひとり 1人	常勤・専従	介護福祉士	8年
相談支援専門員	ひとり 1人	非常勤	医師	15年

3. 指定地域相談支援の提供方法及び内容

(1) 指定地域移行支援

ちいきいこうしえんけい 地域移行支援計 画の作成	りようしゃ いこう てきせい しやう とくせいとう ふ ちいきいこうしえんけい 利用者の意向、適性、障がい者の特性等を踏まえ、地域移行支援計 画を作成します。 けいかく さくせい ご てきぎ ちいきいこうしえんけいかく みなお おこな 計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行 い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
ちいきせいかつ い 地域生活に行こ うするための活 動に関する支援	りようしゃ めんだん りようしゃ しんしん じやうきやうとう はあく じゅうきよ かく 利用者との面談により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確 保その他の地域における生活に行こうするための活動に関する相談 に応じます。また、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等 への外出の際に同行し、必要な支援を行います。 めんせつまた どうこうしえん しゅう かい つき なお、面接又は同行支援は、おおむね週に1回、すくなくとも月に2 回行います。
しやう ふくし 障がい福祉サー ビスの体験的な 利用支援	りようしゃ じやうきやうとう おう ちいきせいかつ い ひつやう しやう 利用者の状況等に応じ、地域生活へ行こうするために必要な障がい 福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支 援)の体験的な利用を支援します。
たいけんでき しゅくはくしえ 体験的な宿泊支 援	しやう ふくし じぎやうしや しやう しやしえんしせつとうまた せいしん か びやういん 障がい福祉サービス事業者や障がい者支援施設等又は精神科病院 の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮 らしに向けてた体験的な宿泊の支援を行います。

※指定地域移行支援の実施にあたっては、市町村やして障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

ちいきいこうしえんけいかくさくせい てじゅん 1. アセスメント及 び支援内容の検 討	りようしゃ にゅうしよ にゅういん しやう しやにゅうしよしせつとうまた せいしんかびやういん ほう 利用者が入所・入院する障がい者入所施設等又は精神科病院を訪 問し、利用者に面談を行い、利用者の心身の状況、その置かれてい る環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握しま す。そして、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるように支援する上での適性な支援内容の検討を行 います。
ちいきいこうけいかく 2. 地域移行計画 の原案の作成	およ しえんないやう けんどうけつか もと りようしやおよ かぞ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家 族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向 上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地 域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援 計画の原案を作成します。

3. 計画作成会議 の開催	障害者支援施設等又は精神科病院の担当者等を招集し、計画作成 会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求 めます。
4. 利用者等への 説明・交付	地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明 し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付 します。

(2) 指定地域定着支援

ちいきていちゃくしえんだい 地域定着支援台 帳の作成	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把 握し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医 療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着 支援台帳を作成します。台帳作成後においても、適宜、地域定着支 援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行 います。
じょうじ れんらくたいせい 常時の連絡体制 の確保	利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法によ り、利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また利用者 の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
きんきゅう じたい 緊急の事態にお ける支援	緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居 宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家 族、利用者の利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他の関 係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置 を適切に講じます。

4. 利用料金

していちいきそうだん 指定地域相談 利用料	相談に係る利用者負担額は発生しません。 厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領しま す。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知しま す。
こう つう ひ 交 通 費	通常の事業の実施地域以外の地域の障がい者入所施設や精神病 院等を訪問して指定地域相談支援又を提供した際には、必要な交通 費を頂きます。 ●公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
その他の費用	利用者の事情により必要となる実費をご負担頂くことがあります。その 際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意を頂きま す。

5. 利用料金の支払方法

利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求書を送付しますのでこれを当月の26日までに現金又は振込でお支払いください。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。又、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により担当者の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談下さい。

相談担当者	
連絡先	電話番号:06-6866-2956 FAX:06-6866-2950
受付日及び時間	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。 受付時間:8:30～17:00

※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。

7. 指定地域相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させて頂きます。受給者証の住所、支給内容等に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。

(2) 担当者の決定等

指定地域相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させて頂くこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なく相談下さい。

8. 虐待の防止のための措置

本事業所では障害者虐待防止法に則り、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 光成 宏樹
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施

豊中市障害者虐待防止センター：06-6863-7060

9. 身体拘束等の禁止

本事業所では、サービス提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。

- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従事者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

10. 差別防止について

本事業所では、障害者差別解消法に則り、障がい者を理由として不当な差別的取り扱い等の防止のため、次の措置を講じています。

- (1) 差別防止に関する責任者の選定 【差別防止責任者】管理者 光成 宏樹
- (2) 職員に対する差別の防止及び合理的配慮についての考え方を啓発・普及するための研修(研修方法や研修計画等)を行い、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術の向上に努めます。
- (3) 倫理綱領・行動規範を掲示し職員に周知徹底します。

豊中市障害福祉課：06-6858-2229

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ②指定地域相談支援事業所の従事者及び管理者(以下「従業者等」という)は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③この秘密を保持する義務は、指定地域相談支援の契約が終了した後においても継続します。
- ④事業所は、従事者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従事者等との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者からあらかじめ文書同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業所等に、利用者の個人情報を提供しません。又利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)について善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
(開示に際して複写料等が必要な場合は、利用者の負担となります。)

12. 緊急時、事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

ほけんがいはいめい 保険会社名	みつゐすみともかいじょうかさいほけんかぶしがいは 三井住友海上火災保険株式会社
ほけんめい 保険名	しゃかいふくししせつ じぎょうしゃそうごうほしょうせいど 社会福祉施設・事業者総合補償制度
ほしょう がいう 補償の概要	きほんほしょう たいじんたいぶつきょうつう 100,000,000円 基本補償(対人対物共通) じんかくけんしんがいはい けいざいそんしつ 100,000,000円 人格権侵害・経済損失 かんりかさいぶつほしょう 1,000,000円 管理下財物補償 しよきたいおうひよう 5,000,000円 初期対応費用

13. 身分証携行義務について

していちいきそうだんしえん じしゃ つね みぶんしょう けいこう しょかいほうもんじおよ りようしゃ りよ
指定地域相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利
うしかぞく ていじ もと としき みぶんしょう ていじ
用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 心身の状況の把握

していちいきそうだんしえん ていきょう あ りようしゃ しんしん じようきょう お
指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環
きょう た ほけんいりよう また ふくし りようじようきょうとう はあく つと
境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしま
す。

15. 連絡調整に対する協力

していちいきそうだんしえん じぎょうしゃ していちいきそうだんしえん りよう しょうそんまた して
指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用については、市町村又は指
いとくいていそうだんしえん じぎょう おこな おこな れんらくちようせい かぎ きようりよく
定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

16. 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

していちいきそうだんしえん ていきょう あ ちいきおよ かてい むす じゅうし うんえい おこな
指定地域相談支援の提供に当たり、地域及び過程と結びつきを重視した運営を行
い、市町村、指定障がい福祉サービス事業者等その他の保険医療サービス又は福祉
サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17. 記録の整備について

- ① していちいきそうだんしえん じつし ていきょう び ないようとう きろく していちいきそうだんしえんてい
指定地域相談支援の実施ごとにその提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援提
供の終了時に利用者に確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、そ
の控えを利用者に交付します。
- ② ちいきいこうしえんけいかく りようしゃ かん しょうそん つうち かか きろく りようしゃ くじよう
地域移行支援計画、利用者に関する市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情
の内容等の記録、自己の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備しま
す。
- ③ これらの記録は地域相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して
保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

18. 苦情を受け付けるための窓口

提供した指定地域相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。本事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見等も頂いています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 岡田 千春
苦情解決責任者	管理者 光成 宏樹
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	06-6866-2956
FAX番号	06-6866-2950
E-mail	soudanshien-asunaro@poppy.ocn.ne.jp

※苦情受付ボックスを事業所の相談室に設置しています。

【第三者委員】

職氏名	安藤 忠
電話番号	078-581-7909
FAX番号	078-581-7909
職氏名	迎 和明
電話番号	090-5159-6428

【豊中市障害福祉課】

所在地	豊中市中桜塚3丁目1番1号
受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	9時00分から17時15分
電話番号	06-6858-2229
FAX番号	06-6858-1122

【豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会】

所在地	豊中市中桜塚3丁目1番1号
受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	9時00分から17時15分
電話番号	06-6858-2815
FAX番号	06-6854-4344

【大阪府運営適正化委員会】

所在地	大阪府中央区中寺1丁目1番54号
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前10時から午後4時までとなります。
電話番号	06-6191-3130
FAX番号	06-6191-5660

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

19. 第三者評価の実施状況

【実施日:2017年 3月 10日】 【評価機関名:大阪府社会福祉協議会】
 【結果の開示状況: 福祉サービス第三者評価結果一覧にて開示】

して いち いき そうだん し えん ていきょう
 指定地域相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の
 せつめい
 説明を行いました。

- | | | | |
|-----------|----|----|----|
| ・ 支援実施可能日 | ねん | がつ | にち |
| ・ 重要事項説明日 | ねん | がつ | にち |
| ・ 契約締結日 | ねん | がつ | にち |
| ・ 交付日 | ねん | がつ | にち |

じぎょうしょ
 事業所

しよぎいち
 (所在地)

おおさかふとよなかしてらうち ちょうめ ばん ごう
 大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

めいしやう
 (名称)

しやかいふくしほうじん あいわかい
 社会福祉法人 愛和会

そうだんしえんじぎょうしょ
 相談支援事業所あすなろ

かんりしや
 (管理者)

みつなり ひろき
 光成 宏樹

いん
 印

せつめいしや
 説明者

じぎょうしょ
 (事業所)

そうだんしえんじぎょうしょ
 相談支援事業所

あすなろ

しよくしめい
 (職氏名)

いん
 印

わたし けいやくしよおよ しよめん じぎょうしや して いち いき そうだん し えん ていきょう じゅうよう じ こう せつめい
 私は、契約書及び書面により、事業者から指定地域相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明
 う どうい
 を受け、同意しました。

りようしや
 利用者

じゅうしょ
 (住所)

しめい
 (氏名)

いん
 印

りようしや からだ じょうきやうどう ちよめい りようしやほんにん い し かくにん うえ わたし りようしや
 利用者は、身体^{からだ}の状況等により著名^{ちよめい}ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者
 か
 に代わって、その著名^{ちよめい}を代筆^{だいひつ}しました。

だいひつしや
 代筆者

じゅうしょ
 (住所)

しめい
 (氏名)

ぞくがら
 (続柄)

いん
 印

だいにん
 代理人

じゅうしょ
 (住所)

しめい
 (氏名)

いん
 印